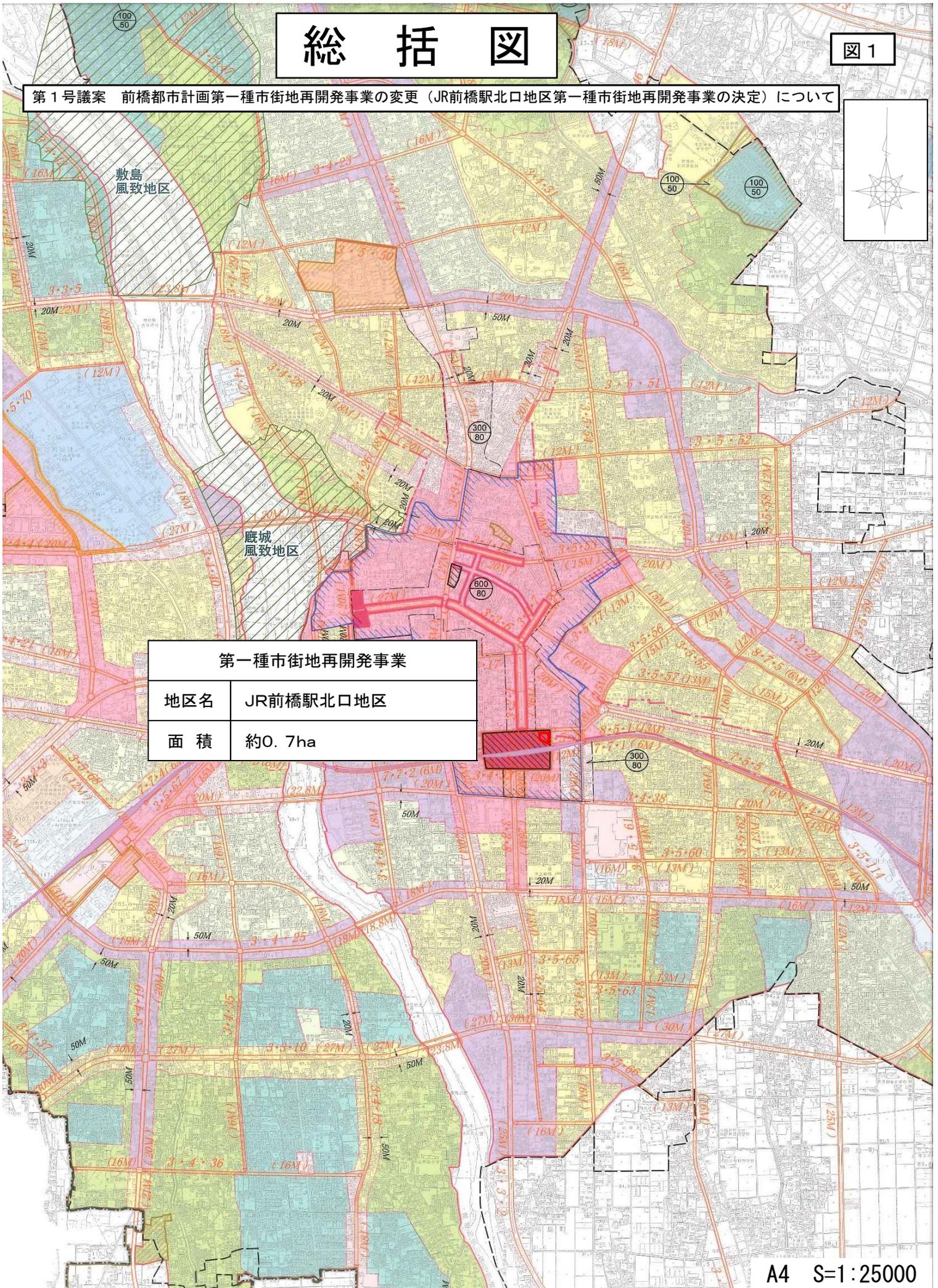


総括図

図 1

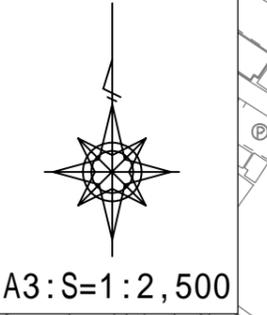
第 1 号議案 前橋都市計画第一種市街地再開発事業の変更（JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業の決定）について



第一種市街地再開発事業	
地区名	JR前橋駅北口地区
面積	約0.7ha

計 画 図

図2



凡 例	
測 点	区 域 界
1~3	都市計画道路3・4・33前橋駅環状線の中央界
3~4	市道01-384号の中央界
4~1	市道01-484号の車道中央界

第一種市街地再開発事業	
地区名	JR前橋駅北口地区
面積	約0.7ha

3・4・33前橋駅環状線

市道01-484号

市道01-384号

3・4・33前橋駅環状線



総括図

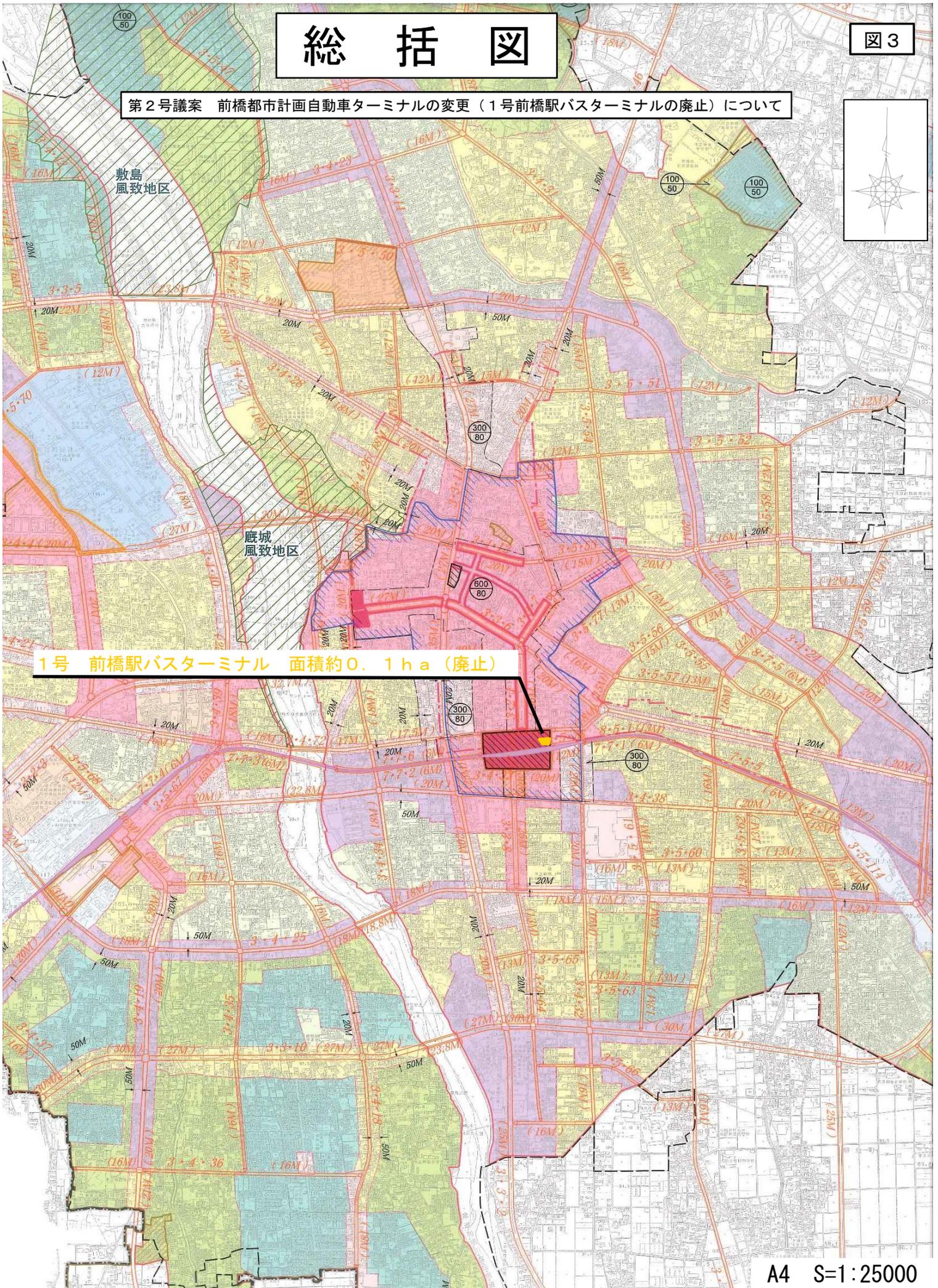
図3

第2号議案 前橋都市計画自動車ターミナルの変更（1号前橋駅バスターミナルの廃止）について

敷島
風致地区

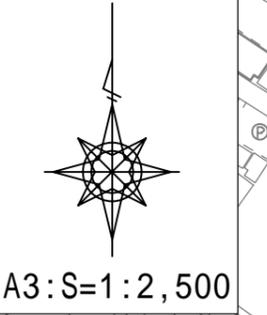
厩城
風致地区

1号 前橋駅バスターミナル 面積約0.1ha（廃止）



計 画 図

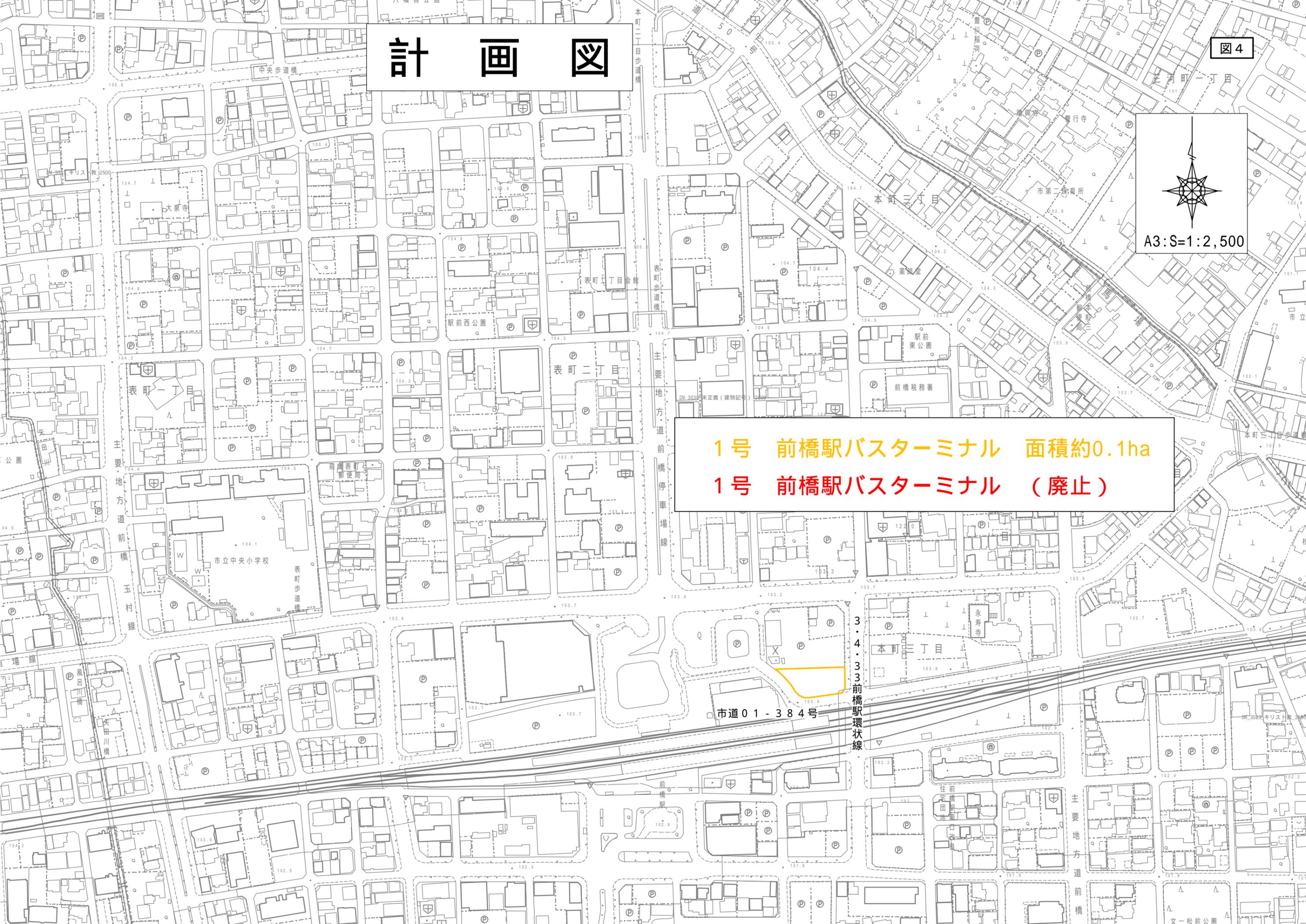
図 4



1号 前橋駅バスターミナル 面積約0.1ha
1号 前橋駅バスターミナル (廃止)

市道01-384号

3
4
3
3
前橋駅環状線



前橋市景観計画の変更について

H29. 8. 30
都市計画課

1. 変更の経緯

現行の「前橋市景観計画」は、本市が平成21年度に中核市及び景観行政団体へ移行したことを受け、良好な景観の保全及び創出を目的として、同年10月に景観法に基づき策定したものです。

本市では、本計画に基づき、広瀬川河畔地域の景観形成重点地区指定を目指しております。景観形成重点地区の指定については前橋市景観条例の規定により、本景観計画において、当該地区の景観形成基準及び名称、区域、景観形成の方針等を明示した重点地区景観計画を定めることが要件となっております。本地区の景観形成重点地区指定に向けては、地元の代表や学識経験者を中心に本地区の景観計画に明示する事項について協議を重ねてまいりましたが、このたび、広瀬川河畔景観形成重点地区の景観計画を定めるに至ったことから、「前橋市景観計画」の一部について変更を行うものです。

2. 変更の概要

広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画の策定に伴い、前橋市景観計画の第7章に「景観形成重点地区」の章を新設し、本地区の景観計画を追加します。

併せて、第5章(2)「届出を要する行為等」について、景観形成重点地区内の行為に関する掲載事項の追加を行い、届出を要する大規模な行為等の掲載事項について修正を行うものです。

3. 広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画の策定について

(1) 策定の趣旨

中心市街地を流れる広瀬川の厩橋から久留万橋までの河畔地域について、素晴らしい景観を守り、前橋市の特徴ともいえる市街地を流れる広瀬川及び河畔緑地の景観資源を生かし、「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとしてより質の高いまちなみ景観の創出を図るため、前橋市景観条例に基づく景観形成重点地区への指定に向け、要件となる本地区の景観計画を策定するものです。

(2) 策定の取り組み経過

- 平成22年度 景観形成重点地区等の展開に関する検討業務(委託)を実施
- 平成23年度 広瀬川河畔地区の景観に関するアンケート実施
(厩橋～久留万橋の間の沿川住民等を対象)
広瀬川河畔地区景観まちづくり意見交換会
- 平成24年度 広瀬川河畔地区勉強会
広瀬川河畔地区・景観形成ワークショップ(計5回開催)
- 平成25年度 広瀬川河畔地区の景観形成重点地区指定に向けたアンケート調査
(岩神町～西片貝町の広瀬川に面する自治会の住民を対象)
広瀬川河畔地区の景観形成重点地区指定に向けた住民説明会
- 平成26年度 広瀬川デザイン協議会(※)発足(～H29.5月までに計12回開催)
- 平成28年度 広瀬川河畔景観形成重点地区の景観計画(素案)についての住民説明会

※広瀬川デザイン協議会

広瀬川河畔地区の景観形成に関して地域住民等から意見を聞き、将来の景観形成のあり方について協議を行い、広瀬川河畔地区景観形成重点地区景観計画の素案の作成に関することを主な目的として設置。地元自治会長、自治会から推薦を受けた地権者、学識経験者の計13人で構成。

(3) 広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画の概要

広瀬川河畔景観形成重点地区の①名称、②区域、③景観形成の目標、④景観形成の方針、⑤景観形成基準（景観のルール）、⑥届出対象行為を定めます。

4. 景観計画変更及び広瀬川河畔景観形成重点地区指定スケジュール（予定）

平成29年	7月18日	広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画（案）についての
	～8月16日	パブリックコメントを実施
平成29年	8月29日	景観審議会での意見聴取
	8月30日	都市計画審議会での意見聴取
平成29年	12月	前橋市景観計画の変更（広瀬川河畔地区景観計画の策定） 関係条例等改正（景観条例及び屋外広告物条例施行規則）
平成30年	1月	広瀬川河畔景観形成重点地区指定の告示 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区指定の告示 等
		市民、事業者及び関係機関等へ計画の周知開始
平成30年	4月	広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画施行